

## 第5回松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会 議事録

1 日時 令和8年3月12日(木) 15時00分～17時00分

2 場所 松江市役所本庁舎4階 防災センター

3 出席者

(1) 委員

田中治会長、折田昌弘副会長、大谷隆行委員、岸本定朝委員、越野浩昭委員、高須佳奈委員、出川浩明委員、野村悟委員、花形泰道委員  
(欠席 佐田尾久幸委員、本多千景委員、森佳子委員)

(2) 事務局

佐目財政部長、黒川財政部次長、陶山まちづくり部次長、恩田産業経済部次長、永島固定資産税課長、勝部市民税課長、石倉税務管理課長、澤端定住企業立地推進課長、大島財政係長、多々納土地第一係長、石川家屋償却資産係長、平塚諸税係長、加藤税制係長、山野主任、古田副主任、周藤副主任、坂本副主任

4 議題

- (1) 第4回検討委員会の振り返り
- (2) 前回検討委員会の質問に対する回答
- (3) 検討委員会報告書(案)

5 議事の要旨

議事(1)から(3)について 資料により説明

6 会議経過

別紙のとおり

7 担当課

松江市財政部税務管理課  
電話：0852-55-5141

別紙

6 会議経過

項 目	内 容
<p>開会</p> <p>勝部課長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまより、「第5回松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会」を開催いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、市民税課の勝部でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議は松江市情報公開条例及びそれに基づく審議会等の公開に関する要綱の規定により、全て公開として開催いたします。</p> <p>それでは開会に当たりまして、田中会長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>1. 開会あいさつ</p> <p>田中会長</p>	<p>委員の皆様にはお忙しい中、多数ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>今日は第5回目の委員会になります。</p> <p>お手元には「松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会報告書（案）」という資料があるかと存じます。</p> <p>今日は、委員の皆様のご意見を集約した上で基本的な方向性が固まるのであれば、この報告書（案）の（案）が取れて、本委員会の基本的な方向性として、市長にこの報告書をお渡しすることができればいいなと思っております。</p> <p>とはいえ、この委員会では当初からそうでありましたように、委員の皆様ごの率直なご意見、あるいはご要望等を丁寧に積み上げていくということを重視して参りましたので、この報告書（案）についても、この形でまとめているのかどうかについて、今日の議論の中でご判断をお願いしたいと考えております。</p> <p>本日も忌憚のないご意見等をちょうだいできればと考えております。</p>
<p>2. 会議成立宣言</p> <p>勝部課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の検討委員会の成立についてご報告いたします。</p> <p>高須委員におかれましては、10分ほど遅参されるとご連絡がございました。</p> <p>森委員におかれましては、ご都合が合わず、当初よりご欠席されると</p>

	<p>伺っております。</p> <p>次に、佐田尾委員、本多委員におかれましては、諸般の事情により急遽ご欠席となりました。</p> <p>よって、3人の委員がご欠席ではありますが、条例の規定では、委員の半数以上の出席により会議を開催することができるとなっておりますので、本日の検討委員会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>3. 議事</p> <p>勝部課長</p> <p>田中会長</p> <p>事務局</p> <p>田中会長</p>	<p>議事に入る前に事務局からお願いがございます。</p> <p>本委員会では議事録作成のため、レコーダーで録音を行っておりますが、マイクを通した音源のみを録音する仕組みとなっております。</p> <p>ご発言の際は、必ずマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>また、今回使用するマイクでございますが、小さな音声も拾いますので、ご発言される時のみONにさせていただきますようお願いいたします。台座の数字の下のランプが緑だとON、赤だとOFFになりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、これから議事に入ります。</p> <p>議事の進行は条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>田中会長、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、これより議事に移ります。</p> <p>本日の議事はお手元にあるように、3つございます。</p> <p>まず最初に、(1)と(2)について事務局から説明していただき、ご質問等があればちょうだいできればと思っております。</p> <p>それでは「(1) 第4回検討委員会の振り返り」、「(2) 前回検討委員会の質問に対する回答」について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>～資料説明～</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今、事務局から第4回の振り返りと、前回の委員からのご質問に対する回答について説明がありました。</p> <p>ここまでの説明内容について、委員の皆様からご質問、あるいは確認事項等ございますでしょうか。</p>

	<p>(意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>もし、後でお気付きの点があればちょうだいするということで、議事を進めさせていただきます。</p> <p>議事の3番目ということで、本日のメインになりますが、「(3) 検討委員会報告書(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>～資料説明～</p>
出川委員	<p>はい。</p> <p>私、「報告書(案)」というのをいただいていないと思いますが。</p>
事務局	<p>失礼いたしました。</p> <p>～資料説明～</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今、事務局から説明がありましたように、この報告書(案)は第1回から第4回までの議論を丁寧に積み上げて、その結論を示していることになるかと思えます。</p> <p>今、委員の皆様がご覧いただいている資料も、どこかで見たことがあるかと思えますが、それはこの委員会が重要視している、1回、1回の議論を丁寧に積み上げていって、そして、大きな方向性が出ればよいなという形の結果になると思えます。</p> <p>そういう意味で、16ページの「まとめ」に書いてあることが言えるのではないかというのが、この報告書(案)の中核部分になるかと思えます。</p> <p>今、報告書(案)をご覧いただいておりますが、今日の委員会ではこの報告書(案)の、(案)を取っていかどうか、あるいはこの部分についてより強調する必要があるとか、そういうご意見、あるいはご要望があれば率直にお示しいただきたいと考えております。</p> <p>これについては非常に重要なことですので、委員の皆様からのご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>大谷委員からお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>

大谷委員	<p>はい。</p> <p>初めに、「参考資料」のところですが、「参考1 委員名簿」で、私の名前が落ちておりますので。</p>
事務局	<p>大変失礼いたしました。</p>
大谷委員	<p>先ほど田中会長からお話がありましたが、この報告書（案）で提出していいかということですが、私は経済団体ということで、従来、課税の公平性と、事業者への負担の軽減というお話をさせていただいておりましたが、これらについて最後のところで触れていただいております、ありがとうございます。</p> <p>最終的に具体策をどうするかというところはまた今後、実行段階での議論をされると思いますが、今、三菱マヒンドラ農機のこともあり、製造業は非常に大変な状況になっている地域で、新たな仕事を取るためには設備投資が必要ということも踏まえ、そこに対する償却資産の課税をゼロというわけにはいきませんが、できるだけ緩和していただければと、引き続きお願いしたいと思います。</p> <p>それと、この委員会の議論ではないですが、償却資産の課税で、最終的に残存価格を5%で償却資産はやっていますが、国の原価償却費の計算でいくと1円まで償却できるというのがあって、その辺が統一できないかということも、あわせてお願いしたいと思います。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>続きまして岸本委員、お願いいたします。</p>
岸本委員	<p>はい。</p> <p>今日の委員会の前に、事務局からレクチャーしていただきまして、いろいろお話ししたところです。</p> <p>全体的に、私の思っている意見もここに入っておりますし、農業関係サイドからすれば、先ほど説明がありましたように、前回検討委員会の質問に立ち返ったということで、確かにこういう状態ではあるので、農業関係につきましても、線引きを外すことによって、どうかなという心配もしましたが、こういう実態、状況を鑑みると、このような形の考え方でいいかなと思っております。</p> <p>それから、先ほど大谷委員からもありましたが、農業関係につきまし</p>

	<p>ては既に1%の残存価格での償却ということになっていて、それが市の方で認めて5%だということになれば、そのことも農業関係の施設に考えてもらった方がいいかなと思っております。</p> <p>先ほどご説明がありました報告書(案)につきましては、この方向で私はよろしかろうなと思っております。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして高須委員、お願いいたします。</p>
<p>高須委員</p>	<p>はい。 少し遅れての参加になって申し訳ございませんでした。 報告書(案)としてお示しいただいてるものは十分かなと思いつつ、本筋とは関係ないところになりますが、「第6 おわりに」というのがあって、「おわりに」の中に「まとめ」というのがあると思います。 つい最近まで論文を指導していた観点から言うと、多分「まとめ」というのは、「おわりに」の中ではなくってという気がしたので、この「まとめ」が気になるなあとか、「第6 おわりに」というのは本検討委員会での結論だよねというところが、本筋ではないですが、気になりました。 あと、「まとめ」のところにはありますが、「第5 委員からの主な意見」には載ってない。 でも、おそらくここだけ見られたら少し誤解されるんじゃないかなと思ったところが、「激変緩和」というところで、事業所への負担増加については緩和を、少し段階的という話も出てたかなと思います。 15ページには、ポイントとしてそこがすくい上げられていないと思ったので、どこを見ても、読んだ方が納得いただけるようにということを考えて、その話も15ページの中にあってもいいかなと思ったぐらいです。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 もしかしたら事務局が言うべきことかもしれませんし、高須委員のお考えとは違うかもしれませんが、激変緩和というのは16ページの「まとめ」の下から3段落目に書いてあって、一応、文言としては書いているので、全く考えていないということではないと思いますが、3つの検討ポイントに分けた時に、その具体的な意見に対する配慮が見えてこないということで、それは表現をしていく上での丁寧さの問題になるかと思っておりますので、そのあたりは事務局にまた検討をお願いできればと思っております。 続きまして野村委員、お願いいたします。</p>

<p>野村委員</p>	<p>はい。</p> <p>基本的には、これまでの計4回の検討委員会の委員の意見が網羅されており、報告書(案)については適正といいますか、いいのではないかと考えております。</p> <p>ただ、先ほど大谷委員からもありましたとおり、償却資産については、特に東出雲町、ご承知のとおり大変な状況でございますので、是非、経過措置等を設けていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>あと、資料的なことで1つ気にかかると申しますか、7ページに「代替財源の必要性」ということで、これは中期財政見通しの表がそのまま載っていると思っておりますが、令和5年度から令和10年度までのシミュレーションということで地方税が記載してありますが、発表のとおり、令和8年度の当初予算が固定資産税の関係で非常に増えておりまして、そういう観点から、これを載せて報告書が出るわけですが、355億ということが出ておりますので、こういうことについても触れておかないと、ちょっとどうかなと感じております。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>後でまとめて事務局から必要なコメントをちょうだいしたいと思います。</p> <p>続きまして花形委員、お願いいたします。</p>
<p>花形委員</p>	<p>基本的にこの内容でいいと思いますが、この報告書を出すタイミングによっては、例えば、この本文の中に入れてもいいのか、提言を市長に渡す時にその頭の鏡文に書いたらいいのか分からないですが、時期によっては今、三菱マヒンドラ農機の関係で大変な製造業の方々がおられますので、影響があるような時期に出されるのであれば、その部分についての配慮の文面をどこかに入れていただけたらいいかなと。</p> <p>税制の方ではなくてもいいんですが、これがなくても激変しているの、そういった配慮のある文章を入れていただけたらなと思います。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>続きまして出川委員、お願いいたします。</p>
<p>出川委員</p>	<p>はい。</p> <p>まず、15ページの「委員からの主な意見」と、16ページの「おわり</p>

に」については事前に資料をいただいていたんですが、その前の報告書（案）をいただいていたので、今、この時間に見ただけでいいか、悪いかという回答は保留させていただきたいなと思います。

今、見ていた中で、14ページの「線引き制度が廃止された場合、市街化区域がなくなり、現在の条例では都市計画税を賦課することができなくなるが、新たに賦課する区域を条例で制定することで都市計画税を賦課することは制度上可能である。」と、そのあとシミュレーションもされていて、「本検討委員会の見解」というところに来るんですが、まず0.15%だとマイナス1億7,400万円、0.2%だとプラス1億7,400万円、これを見ると、0.175%だとちょうどゼロになるのかなと。

なので、出雲市もしてますが、小数点以下3桁の税率にするということは可能なのかなと思いますし、課税根拠がなくなると言いますが、違う区域に課税することで維持できるわけですから、今回、課税形態をわざわざ変えるということにもなると思います。

線引き制度の廃止に関係のない都市計画区域外であったりとか、地図もついています、八束町や、美保関町、鹿島町、八雲町、旧松江市の日本海に面した魚瀬とか、東出雲や、宍道、玉湯の、どちらかと言えば山間部。

基本的には辺縁部、非常に利便の悪いところの負担が増えて、中心市街地の利便性のいいところの減った分を穴埋めするような形は、線引き制度とは関係のない地域の人たちにとって納得がいくのかなというのを大変懸念いたします。

そういったことを15ページの「課税の妥当性」のところ意見を取り上げていただいているんですが、14ページの、現状の課税体系を維持する方がハレーションは少ないのではないかなと考えております。

田中会長

はい。ありがとうございます。  
続きまして越野委員、お願いいたします。

越野委員

はい。  
私はこの報告書（案）につきまして、総論、このとおりで良いのではないかなという意見でございます。  
他の委員からのこちらの報告書を支持されるご意見にほぼ同様ですので、重複しているところは割愛をいたしますが、今後、少子高齢化がどうしても進んで参りますし、また、私どもJAでは農業者の皆さん方の今後の産業としての持続可能な維持が一番大事でありまして、そういう中で中山間地域とか、あるいは集落単位も含めて、今、一生懸命汗を流しながら耕作をされている方々がいらっしゃって、そういう方々への影響が非常に少なく済むような制度というのが、私の立場としての意

	<p>見の根本になるわけでございます。</p> <p>今の都市計画税の廃止を踏まえた中での代替案ということでは、「おわりに」に3つのポイントという観点からの切り口でまとめられていて、各論あるかと思いますが、総論では、私はこれを支持したいと考えております。</p> <p>それぞれのお立場から出席の委員の考え方が異なるのは当然だと思いますが、ある程度の落としどころ、報告について、我々の役割というのはそういう中で、小を捨てて大を取るという形も大事な部分かなと思っていますところでございます。</p> <p>私の方からは、この報告書について賛成ということで整理させていただきます。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>続きまして折田副会長、お願いいたします。</p>
折田副会長	<p>はい。</p> <p>全体を見させていただいて特に問題ないと思いますし、まとめはこれで非常にいいのではないかと考えています。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様からご意見等をちょうだいしましたが、現時点で事務局の方から何かコメントできることがあれば、お願いしたいと思います、いかがでしょうか。</p>
佐目部長	<p>はい。</p> <p>ご意見いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>野村委員からご指摘がありました中期財政見直しについて、1つ古いものを掲載しておりますので、時点修正ということで、最新のものを掲載させていただきたいと思っております。</p> <p>それと、三菱マヒンドラ農機への配慮についてですが、今の状況を踏まえて、花形委員がおっしゃったように、本文というよりも、報告書のやりとりの段階で何らかに触れさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお1点、現在の状況をお伝えさせていただきますと、税制側は1年半ほどの議論を積み重ねてきていただいております、今日、報告書(案)のご議論をしていただいております。</p> <p>一方で、土地利用制度側は審議が続いております。</p> <p>最終的に1年後になるのか、2年後になるのか、まだ未定の状態でご</p>

	<p>ございます。</p> <p>従いまして、この税制側の改正のタイミングも、土地利用制度の改正のタイミングに合わすのが妥当だろうと考えておりますので、報告書をいただいて、すぐに税制改正が起こるということはないと考えております。</p> <p>今後の考え方も含めて、現時点でのお答えとさせていただきます。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>はい。お願いいたします。</p>
永島課長	<p>はい。</p> <p>先ほど大谷委員からご意見がありました償却資産の課税について少しご説明いたしますと、固定資産税は土地、家屋、償却資産に賦課をしているものでございますが、償却資産だけ課税の税率を変えるということは制度上できないので、緩和措置については固定資産税全体で考えるものかと思っております。</p> <p>また、償却資産の一番下については、おっしゃるように5%でございます。</p> <p>これについては、経済団体から国の方に要望が出ております。</p> <p>そういうことを踏まえて、もし税制改正等があれば、少し緩和されるのかなと思っておりますが、今の段階では5%が一番下ということで、これは制度上、市でどうこうということができないので、考える時には固定資産税全体で緩和措置等を検討していきたいと思っております。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今、委員の皆様からご意見等をちょうだいした上で、事務局から今後の方向性についてもご紹介がありました。</p> <p>このほか、委員の皆様から言い足りない点、あるいは、こういう点について発言をしたいということがあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>そうすると、委員の皆様からご意見をちょうだいしまして、じゃあどうするのかということになります。それぞれいろいろなご意見がありだし、納得できないという点も、もちろんおありかと思いますが、こういう意見が多数であるという、そういう基本的な方向性を委員会とし</p>

て示した方がいいだろうと思っています。

16 ページの「第6 おわりに」と、「4 まとめ」というのが変だというのは高須先生のおっしゃるとおりだと思いますので、事務局に再度、検討願いたいと思いますが、「第6 おわりに」の最後の部分で、「これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会は、基本的な方向として、以下のとおり松江市に提言する」とありますが、「基本的な方向として」ということで、委員の皆様のご意見としては、この方向性でいいのではないかというご意見が多いという前提で、こういう表現になっているのではないかと考えております。

表現の仕方はいろいろあるかと思いますが、2つの見解、考え方が、それなりに大きく分かれている場合には、両論併記ということではっきり示した方がいいと思いますが、今日、拝聴した限りでは、基本的な方向として、固定資産税で代替するというご意見が多いように見受けられました。

もし、そういう理解でいいとするならば、無理強いする気はないですが、そうは言っても、もう一度この委員会を開催するというのも、あまり生産的に思えないので、できれば今日、委員会としての方向性をまとめられたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

先ほど事務局から説明がありましたように、税制側でこうだという議論をしても、土地利用の方をどうするのかという議論がまだはっきりしていないということがあります。1年先にまとめますというわけにもいかないのではないのかと考えています。

最終的な土地利用についての市の方針と、税制側の考え方がもし違ったら、それはその時点でもう一度検討するということになるかと思いますが、その点も含めて、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

委員会としては今日で終わりにして、基本的にはこの方向でまとめるというのが私の提案ですが、よろしゅうございますか。

(意見なし)

特に大きな異議もないようですので、その方向で進めさせていただきたいと考えております。

そうしますと、今までの議論について私の感想も含めて少しお話させていただきたいと思います。

1つは、今までの議論を本当に丁寧に積み上げて、今日の5回までやってきたと理解しておりますし、委員の皆様からのご質問等に対して事務局がいろいろ調べて、それをもとに検討するというを通して、それら1個、1個を踏まえていくということを重視してきた委員会ではないかと思っております。

委員の皆様率直なご議論や、事務局のいろいろなご尽力に対して、改めて、御礼申し上げたいと思います。

もう1つは、実は、この委員会に関与させていただいたこともあって、固定資産税と都市計画税の歴史、あるいは、そもそも作った立法者が何を考えたのかということも改めて調べました。

その中で、私が理解していたこととは違うことをいくつか発見しまして、非常に勉強になりました。

それはどういうものかと言いますと、この都市計画税が日本で最初に作られたのは昭和15年、1940年です。

昭和15年という年は、昭和16年から日本は太平洋戦争に突入していきます。

そのために、できるだけ財源を集めないといけないということで、昭和15年に大規模な税制改正が行われました。

今日、大きく見られる、源泉徴収制度。これができたのが、昭和15年です。ただ、戦時体制なんです。

そういうものの一環として作って、戦争で負けたんですが、源泉徴収制度はまだなお、ある。

その昭和15年に都市計画税は、おそらく戦時体制を遂行していくために作られた。

その後、日本が戦争に負けてシャウプ使節団がやってきて、戦後敗戦の中どういう税制度を作っていくかということで、昭和20年、1945年にシャウプ税制改革があり、その時に都市計画税は一度廃止されました。

それは、シャウプ使節団が戦時体制の税金なんていらないと考えたからだと思います。

しかしその後、昭和31年、1956年に復活しました。

これはおそらく、戦後の日本が発展していく上で固定資産税だけでは不十分で、前に都市計画税というのがあったということのを思い出したんでしょう。

そうして都市計画税を復活させて、今日では、受益者負担の論理で都市計画税を正当化しているわけです。

つまり、都市部における様々な施設を賄うためには固定資産税だけでは不十分で、都市計画税がないといけないということが、現在の説明の仕方です。

ところが、昭和31年、1956年に都市計画税を復活させた時の国会の議論を調べると、本当にびっくりしたんですが、その時の事務次官かと

と思いますが、奥野誠亮という人物が国会でこう言っています。

「都市計画税というのは、単に都市化された地域の住民が自分たちの利益になるから導入するというものとは違う。都市化された地域は、これから完成される地域の経費を負担するものであって、地域全体が協働して相対的に発展していくという方向性を目指している。」ということ

を国会の場で言っています。

なので、今日ある受益者負担という話では全然ないわけです。

都市計画税を作る段階で行政の部門のトップが、地域のみんなでいい地域を作るために必要だということを言っているわけです。

私は今まで、受益者負担のみのためかなと思っていましたが、税というのはみんなで協力し合っている地域を作るためのもので、みんなを支えていくものだということを言っているわけです。

しかし、昭和31年、1956年の事務次官の答弁が今の総務省に引き継がれているかということ、引き継がれていない。

現在の総務省は受益者負担で、都市部の都市化が進んで、生活が便利になるから、その見合いとして負担するという理屈になっている。

いろいろな制度を作っていく時の当初の理念が、どこまで引き継がれるのかというのは、なかなか単純ではないということを改めて感じまして、今回の委員会に参加させていただく中で勉強させていただいて、論文に書きました。

税というのは基本的にはみんなでその地域や国を支えていくという本来の姿を持っているということが、改めて必要になっていくのではないかと理解しております。

今回の基本的な方向性として、仮に都市計画税を廃止して固定資産税に代替するとして、松江市でも、それ以外のところでもですが、固定資産税と都市計画税を一体のものとして、その地域の土地、あるいは家屋等に対する税負担をどう整備していったらいいのかという共通の問題意識で作られてきていると思います。

制度設計をしていく上で、どういう街を作っていくのかという話と、土地や家屋、あるいは償却資産を持っている人が、1つのシンボルとして、どこまで税負担をする能力があるのかという点に注目して税制というのが作られているのではないかと理解しております。

そういう意味で、私にとっても非常にいろいろ教えられる、いいチャンスになったということで、改めて、御礼申し上げます。

委員会の基本的な方向性としては、この報告書(案)で示している案でご了解をちょうだいできたかと理解しておりますが、そういう方向で進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

(意見なし)

ありがとうございます。

	<p>それでは方向性が示されたということで、第1回から第5回までの委員の皆様のご意見等を極力反映する方向での微調整はあるかもしれませんが、基本的には内容を変えることはせずに、今日示していただいたように誤字・脱字等もあるかもしれませんので、そういう細部の表現や微調整については私と事務局に一任いただいて、もし修正があった場合には委員の皆様にもメール等で了承を得るといった形で進めさせていただきたいと考えていますが、それも含めてよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今日の議論はこれで終えようかと思いますが、あと、何かご発言したいことはございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは進行を事務局にお返しします。</p>
<p>4. その他</p> <p>勝部課長</p> <p>佐目部長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>そういたしますと、今後の流れでございますが、先ほど田中会長からご提案いただきましたとおり、報告書(案)の修正、調整につきましてはメール等で確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日ご指摘いただきました点等を事務局で修正させていただきます。改めて報告書(案)を委員の皆様にもメールさせていただきます。</p> <p>これについてのご意見等を事務局でまとめさせていただきます。最終確認は田中会長にご一任いただく形でまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>田中会長には円滑な議事進行をしていただき、ありがとうございました。部長の佐目から挨拶をさせていただきます。</p> <p>はい。</p> <p>改めまして、田中会長には取りまとめにご尽力いただきましてありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様にはご多忙のところ、毎回様々な資料に目を通していただきまして、それぞれの立場でご意見をちょうだいしたことに改め</p>

	<p>て感謝申し上げます。</p> <p>冒頭、会長からもございましたが、我々事務局が当初から気を付けていこうと話していたことが、委員の皆様からの意見をとにかくまとめよう、ご要望があった資料については可能な限りひもときながらお示しして、さらに議論を深めていただくという姿勢で取り組んで参りました。</p> <p>このたびの報告書のまとめに向かっても、可能な限りこれまでの議論を集約する形でまとめるということで取り組んで参りまして、この度、様々なご意見の中で取りまとめをいただきましたことを本当に感謝申し上げます。</p> <p>途中申し上げましたが、土地利用制度側との歩調もございました。</p> <p>しっかりと時間を使って、この報告書にもありますが、丁寧な説明に努めて参りたいと考えてございます。</p> <p>今回の審議会でもいただきました答申を基に、行政側の基本方針（案）を作成していきたいと思っております。</p> <p>その基本方針（案）について市民の皆様、事業者の皆様に説明を申し上げ、パブリックコメント等を経て、最終的な基本方針にまとめていきたいと考えてございますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>
<p>閉会</p> <p>勝部課長</p>	<p>それでは、以上をもちまして「第5回松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会」を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>